

第1回 大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会 議事録

日時：平成31年2月8日（金） 午前10時から正午まで

場所：大阪赤十字会館 4階401会議室

出席委員

- | | | | |
|--------|-----------------------|------------|----------------------|
| 大崎 年史 | 社会福祉法人 四幸舎和会 | くりのみ園 | 施設長 |
| 尾形 義則 | 大阪労働局 雇用環境・均等部 | 指導課 | 統括労働紛争調整官 |
| 勝村 仁一 | 大阪府警察本部 生活安全部 | 生活安全総務課 | ストーカー・DV情報
担当課長補佐 |
| 木村 瑛子 | 公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会 | | 副会長 |
| 小林 洋 | 和泉市生きがい健康部 | 障がい福祉課 | 課長 |
| 小山 操子 | | | 弁護士 |
| ◎津田 耕一 | 学校法人 玉手山学園 | 関西福祉科学大学 | 教授 |
| 坪田 真起子 | 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 | 大阪後見支援センター | 所長 |
| 徳丸 祥子 | 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 | 地域福祉部長 | |
| 中井 悌治 | 一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 | | 会長 |
| 那須 顯一 | 株式会社 日本シンクタンク | | 代表取締役 |
| 林 達也 | | 太子町健康福祉部 | 福祉課長 |
| 原田 徹 | 公益社団法人 大阪社会福祉士会 | | |
| 小尾 隆一 | 社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 | | 常務理事（委員代理） |

◎ 会長

○事務局 それでは定刻となりましたので、ただ今から「大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会」を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、業務ご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。事務局職員の紹介をさせていただきます。障がい福祉企画課課長でございます。生活基盤推進課課長補佐でございます。その他、関係職員が出席しております。会議の開会に先立ち、事務局を代表しまして、障がい福祉企画課課長よりご挨拶申し上げます。

○事務局 大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課長でございます。開会にあたりまして一言ご挨拶させていただきます。委員の皆様方には、お忙しいところ、当部会にご出席いただきましてありがとうございます。また、平素より本府障がい福祉行政の推進に格別のご理解とご協力をいただきまして、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

平成 24 年 10 月に「障害者虐待防止法」が施行され 6 年がたちました。本府においても、市町村や警察・労働局といった関係機関の皆さまと連携し、虐待防止の体制整備や広報・啓発活動などに取り組んできたところです。平成 29 年度の大阪府内の障がい者虐待の対応状況について、本日の議題にも挙げさせていただいておりますが、その概略を申し上げますと、府内における虐待の通報件数や認定件数は、毎年、全国でも最も多い状況となっております。

通報件数が多いことについては、府民の皆様の意識の高さの表れであると感じており、また、市町村、警察、労働局など関係機関が連携し、対応した結果、認定件数も多くなっているのだと考えております。しかし、多くの虐待がおこっているという事実は重く受けとめなければなりません。今後、さらに虐待の対応力の向上と防止に取り組んでいかなければならないと考えています。

本日は、大阪府の障がい者虐待の対応状況や、体制整備、取組みの現状について御報告申し上げます。委員の皆様方には、忌憚のないご意見をたまわりますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして障がい者虐待防止推進部会の委員の皆様を、五十音順にご紹介させていただきます。本日は 13 名の委員及び 1 名の委員代理にご出席いただいております。本部会運営要綱の第 5 条第 2 項の規定により、出席委員が過半数に達しており、会議が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは議事に移ります前に、お手元の資料の確認をお願いします。不足している資料はございませんでしょうか。

では、障がい者虐待防止推進部会運営要綱に基づき本部会を運営してまいりたいと存じますので、よろしくお願い致します。なお、本部会につきましては、会議の趣旨を踏まえ、会議の公開に関する指針の趣旨に基づき公開で実施することとします。

大阪府障がい者自立支援協議会においては、同協議会規則の規定により、部会長は同協議会会長が指名するとなっております。指名に基づき、引き続き部会長にご就任いただきますので、委員の皆様におかれましては、ご了承下さいませようお願い申し上げます。こ

ここからの進行は、部会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○部会長 当部会運営要綱の規定に基づき、「部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員が、その職務を代理する」となっております。代理につきましては、委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。それでは、お手元の次第に沿って議事を進めてまいりたいと存じます。

本部会は障害者虐待防止法第39条に基づき、関係機関との連携協力体制を整備するために設置されています。また、本日の部会でいただいたご意見等につきましては、各機関における活動や施策の推進などに活用いただきたいと思います。

それでは、議題1「平成29年度 大阪府内における障がい者虐待の対応状況について」から始めたいと存じますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料1をご覧ください。大阪府内及び全国の障がい者虐待の対応状況について、平成30年12月26日に平成29年度の公表がされており、その一部を抜粋して資料とさせていただきます。本部会では、平成29年度における府の特徴を説明させていただきますが、国の調査項目が多岐にわたることもございますので、詳細につきましては、参考におつけしております「平成29年度大阪府内市町村における障がい者虐待の対応状況と大阪府の取組みについて」をご参照ください。

それでは資料1の説明に入らせていただきます。大阪府内及び全国の対応状況に関する表をご覧ください。この表では平成29年度の数字を記載しておりますが、件数の後のかっこ内の数字は、平成28年度の対応状況ですので、比較してご覧いただければと思います。

養護者による障がい者虐待は、大阪府の相談・通報・届出件数が1,009件、虐待と判断した件数188件と、いずれも全国最多でした。大阪府の相談・通報・届出件数は昨年と比べて11.1%増、判断件数は6.5%減、認定率は18.6%と、昨年度の認定率22.1%よりやや減となっております。養護者虐待については、大阪府は全国の通報の21.7%、判断は12.1%を占めています。なお、大阪府の人口は全国の約7%となります。

全国では、相談・通報・届出件数が4,649件と平成28年度よりやや増加、虐待と判断した件数は1,557件、認定率は33.5%で、いずれも昨年度からほぼ横ばいとなっており、先ほど説明いたしました大阪府の認定率18.6%と比べると、大阪府の認定率の方が低くなっています。

次に、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待については、大阪府は通報件数267件、虐待と判断した件数は大阪府が59件で、いずれも大阪府が全国最多でした。昨年度より通報件数は11.3%増加、判断件数も11.3%増加しています。

全国では通報は2,374件、判断件数は464件で、昨年度より通報件数は12.2%増加、判断件数は15.7%増加でした。都道府県ごとの比較については後ほどお伝えします。

使用者による障がい者虐待について、市町村・都道府県の通報等受理数については、大阪府の相談・通報・届出件数は67件、全国は691件でした。大阪府の通報件数は昨年より横ばい、全国では7.3%減少しています。参考に、労働局の対応として、使用者による

障がい者虐待の状況を一番右側に記載しております。

簡単に数字だけご紹介いたしますと、相談・通報・届出件数は、大阪労働局では 123 事業所、全国では 1,483 事業所、虐待と判断した件数は大阪府が 49 事業所、全国では 597 事業所という結果になっております。

次に、大阪府の状況について、養護者、施設従事者、使用者と比較して説明いたします。昨年度同様、養護者においては警察からの通報の割合が非常に高くなっており、施設従事者においては、施設・事業所の職員など支援者からの通報が、使用者においては本人からの届出・相談の割合が高くなっております。

虐待類型の件数及び割合について、養護者、施設従事者、使用者別で比較しています。養護者と施設従事者においては身体的虐待が最多、次いで心理的虐待が多く、使用者では経済的虐待が多くなっています。

下のスライドに移りまして、被虐待者の障がい種別ごとの件数及び割合について、養護者、施設従事者では、大阪府では昨年度に引き続き知的障がい最多、次いで精神障がいが多くなっています。使用者では精神障がいの割合が高くなっています。

続いて、被虐待者の性別、年齢について示しています。性別では、養護者では女性が多く、施設従事者では男性が多くなっています。年齢では養護者は 40～49 歳が最多、施設従事者では 30 代以下が約 6 割を占めています。次に行動障がいとの関係について示しており、被虐待者の内養護者では約 3 割、施設従事者では約 5 割の方が行動障がいがあるという結果でした。次に、虐待者の年齢について示しています。養護者では 60 歳以上の割合が高く、施設従事者では 40～49 歳の割合が高くなっています。

ここからは、養護者、施設従事者、使用者それぞれについて、傾向をお伝えします。まず、養護者について。都道府県別に見た養護者による障がい者虐待の件数です。通報件数は、1 位大阪府 1,009 件、2 位東京都 346 件、3 位愛知県 339 件です。虐待認定件数は、1 位大阪府 188 件、2 位愛知県 147 件、3 位千葉県 133 件です。

大阪府の養護者虐待における通報件数の経年比較です。警察の割合が高いのがこれまで同様に大阪府の特徴として挙げられます。全国の警察からの通報件数は 1312 件、大阪府の警察からの通報が 630 件であり、全国の警察からの 48.0%を占めています。

資料には載せておりませんが、通報の内、警察からの通報がどれほどの割合を占めているかご説明します。全国の通報は 4649 件、その内警察からの通報が 1,312 件で全通報の 28.2%を占めます。対して、大阪府は通報 1009 件、その内警察からの通報が 630 件で府内通報の 62.4%と高い割合を占めています。通報を受けてから事実確認を行うまでの日数は、事実確認を行った 695 件のうち約 7 割が 2 日以内となっています。

下のスライドに移りまして、養護者虐待における虐待の類型や被虐待者の障がい種別について経年比較しています。認定された虐待においては、身体的虐待が最多、次いで心理的虐待となっているが、身体的虐待が全体に占める割合は減少傾向にある。被虐待者の障がい種別では、知的障がい最多、次いで精神障がいとなっています。虐待者の続柄につ

いて。母が最多で、次いで父。夫の割合は年々減少しています。その他には、内縁の方や交際相手といった方が含まれます。

下のスライドは、被虐待者の障がい種別と虐待の種類の関係、および被虐待者の障がい種別と虐待者の続柄の関係についてお示ししています。上段の被虐待者の障がい種別が「知的障がい」においては、他の障がい類型に比べて「経済的虐待」の割合がやや高くなっている。「精神障がい」においては、「身体的虐待」の割合がやや高くなっています。

下段の被虐待者の障がい種別が「身体障がい」においては虐待者の続柄が「母」の割合が、「知的障がい」においては「母」、次いで「父」の割合が高くなっています。また、「精神障がい」では、虐待者の続柄が「夫」の割合が高く、約半数となっています。

次のスライドは、被虐待者の障がい種別と認定された件数の通報者の関係、および虐待者の続柄と虐待種類の関係についてお示ししています。上段の被虐待者の障がい種別が身体障がい・知的障がいでは、相談支援専門員からの通報が多い傾向にあります。

精神障がいについては、警察からの通報が最も多く、他の障がい種別と比較すると相談支援専門員からの通報割合が低くなっています。

下段の虐待者の続柄が夫や父の場合、身体的虐待の割合が高くなっています。また、虐待者の続柄が母の場合、他の続柄に比べて放置、放棄の割合が高くなっています。

次ページは養護者虐待のその他の状況についてまとめていますのでまたご確認ください。続きまして、障がい者福祉施設従事者等による虐待についてご報告します。

通報件数は、1位大阪府 267 件、2位東京都 227 件、3位千葉県 159 件です。虐待認定件数は、1位大阪府 59 件、2位千葉県 36 件、3位神奈川県・愛知県 32 件です。

通報・相談の件数についての経年比較です。府では当該施設・事業者の管理者や職員の通報が通報件数の約 4 割を占めており、昨年度の通報件数の約 3 割よりやや増加しています。

虐待の種類と被虐待者の障がい種別です。虐待の種類は身体的虐待が最多、次いで、心理的虐待。障がい種別では、知的障がいの件数が最多となっており、精神障がいの割合が増加しています。

次に、全国で虐待が認定された事業所種別の経年比較です。障がい者支援施設が多く、共同生活援助、放課後等デイサービスと続いています。

大阪府で虐待が認定された事業所種別の経年比較です。大阪府では、共同生活援助が最も多く、次いで生活介護、放課後等デイサービスと続いています。次は、虐待を行った障がい者福祉施設従事者等の職種を示しています。平成 29 年度は大阪府では生活支援員が多く、次いでサービス管理責任者、世話人、管理者となっております。

使用者虐待について、通報・届出の件数の経年比較です。先ほども申しあげましたとおり、本人からの通報・相談が最も多くなっております。参考に、大阪労働局に寄せられた障がい者虐待についての資料です。大阪労働局に寄せられた通報・届出は 123 事業所、うち、虐待認定されたのは 49 事業所でした。障がい種別はこれまで知的障がいが多かったです。

が、精神障がいが初めて最多となりました。虐待の種別は経済的虐待が多く、最低賃金割れなどが多いものと思われます。

最後に、虐待対応状況の傾向をまとめておりますのでご覧ください。資料1の後ろに参考資料をおつけしています。これまで、各都道府県の虐待件数なども報告してきたが、各都道府県で人口のバラつきがありますので、そこで、手帳所持者1万人あたりという共通の物差しで見た場合の認定人数をここでは参考としてお示ししています。

養護者による虐待では、手帳所持者1万人当たり、全国では認定人数が2.17人となっています。都道府県でみると、滋賀県が9.18人、千葉県が5.05人、愛知県が4.12人となっており、大阪府は3.36人です。

施設従事者による虐待では、手帳所持者1万人当たり、全国では認定人数が0.65人となっています。都道府県でみると、滋賀県が1.40人、千葉県が1.37人、長野県が1.30人となっており、大阪府は1.05人です。大阪府より、障がい者虐待の対応状況については以上です。

○部会長 ただ今の説明につきまして、ご不明な点がありましたらご質問をお受けしたいと思えます。ご質問はございますか

○委員 今、ご報告をいただいた内容で、ほかの資料を見たら分かるところもあるのかもしれませんが、ご質問をさせていただきます。

何点かございますけれども、一つは、大阪府内で相談・通報の件数が、とても多くて、実際に虐待の判断をされるものというのは、ほかの都道府県の比から考えると少ないということになって、先ほどのごあいさつにもありましたけれども、相談・通報件数が多くて、それは、やはり意識の高さの表れでもあるというふうに思っておりますし、その中で虐待の判断の件数が少ないというほうが、それは、いいことなんだろうと思うのですが。

通報・相談があった件数の中で虐待の判断がなされなかったものについての分析をどういうふうにされているのか。つまり、なぜ、虐待判断までしなくてよかったのかということについて、何か府のほうで認識しておられる点があれば確認をさせていただきたい。

あと虐待の程度が、軽度・中度・重度と分析をされていますけれども、これは何かスケールというか基準があって、この程度が分類されているのかということについてお尋ねをしたい。

あと養護者による虐待で、その他の方からの虐待が多いようですけれども、その他の方々から受ける虐待の種別は、どういう種別なのか、集計の中では出てきていないような気がするので、それをお尋ねしたい。

また、養護者による虐待で分離をされていますけれども、分離先については、どんな所が多いのかというのを教えていただければと思います。

施設従事者によるものも、やはり通報件数は多いですけども、虐待の判断件数が、さほど多いわけでもないの、そのあたりの虐待の判断がなされていない、なされなくてもいいという、根拠といいますか、状況を教えていただければと思います。

施設従事者による虐待ですけれども、それぞれのどういう事業所で、どれくらいあるのかということについての状況が、スライド23で示されていますが、それぞれどんな虐待が、その事業で多いのかということについても、お尋ねをさせていただければと思います。

使用者による虐待については、経済的な虐待が多いのだろうと思いますが、その虐待の内容については、例えば、内容として最賃、もしくはそこで労基署（労働基準監督署）に届け出た賃金よりも安い賃金しか払われていないといったそういう内容なのか、もっと進んで年金などが搾取されているのかといった内容についても、もしお分かりであれば教えていただければと思います。以上です。

○部会長 では、たくさんの質問をいただいたのですけれども、順番に事務局のほうから、お願いできればと思います。

○事務局 事務局です。委員からの一つ目のご質問としまして、通報件数は上がって、認定件数が減った分、認定がなされなかったものについての把握ということですが、この調査上、虐待認定がなされなかったものについては、厚生労働省の項目として上がっていないところがありまして、通報が誰から来たかというところまでは集約はしているのですが、認定がなされなかったものについては、調査項目がないというところで、詳しいところまでは、大阪府としては把握し切れないところではあります。

ただ市町村からの声としてよくお聞きするのは、夫婦喧嘩ですとか親子喧嘩ということで、虐待という何らかの主従関係ですとか、支配関係にあるというよりは、お互いに暴力を合っているというものがあり、それについて認定をするのが悩ましいというようなお声は聞いています。そこは市町村さんの判断で認定されるケースと、認定まではなされないケースが出てくるのかと思います。ただ認定はしなかったけれども、できる限りの介入はするようにしているとお聞きはしています。

○事務局 はい。二つ目に、その虐待の軽度・中度・重度のお話があったかと思いますが、厚生労働省のほうから、その具体的な基準は、正直示されていません。あくまでも軽度につきましては、生命・身体・生活に影響がある。中度は著しい影響がある。重度は重大な危険があるということしか、具体的な基準というものは示されておられません。

ただ大阪府のほうでは、虐待対応マニュアルをつくっておりまして、その中にある事実確認チェックシートで、その程度の判断における目安であるとか、どのような行為とか状況が、どの程度に該当するのかについて、一定お示しはしております。

例えば身体的虐待ということであれば、入院レベルのけがとかということであれば重度、通院レベルであれば中度、治療の必要がないものであれば軽度とか、そのようなかたちで、大阪府としてお示ししております。

三つ目として、その他からの虐待の種類はということでご質問がありましたけれども、スライドの14のところですか、その他からの虐待が結構多く平成29年度で見ると26件ということで、こういった虐待の種類があるのかということですが、

その他の中に含まれるのが、内縁の方であったり、交際相手の方、いろいろな方がおられますが、そのそれぞれについて、どういう虐待があるか、どういう虐待をしたのかということを追ってそれぞれの個票を見ていくと把握はできるかとは思いますが、今、この26件の中に、身体的虐待が何件、経済的虐待が何件か、ということまで把握はしておりません。個別の票の詳細を見ていけば確認はできます。

四つ目に、分離のご質問をいただいたかと思いますが、医療機関への一時入院であったりとか、契約による障がい福祉サービスの利用であるとか、そういうようなことが多いと思います。

今日付けております参考資料の9ページの下のところ、「イ」、分離を行った被虐待者の対応の内訳ということで、表19を載せております。こちらについて、またご確認いただけたらと思います。

次に、施設従事者虐待についてご説明させていただきます。

○事務局 施設の虐待で認識していない件数があるのはなぜかということについて、養護者と同様に、今回の調査では認識していない理由は何かということまでは聞いていないので、統計的な分析はできていないのですが、われわれ大阪府として、例えば、事業所とか監査とかに行った場合、虐待をしたという証拠を事業所が認めない場合において、客観的な証拠がないと認定していくことが難しい面があるのではないかと考えております。

もう1点の施設種別ごとの虐待の傾向でございますけれども、絶対数が非常に少なくなってしまうので、現状としてはクロス分析はできていないのですが、例えばグループホームであれば、閉じ込めとか、身体拘束とかが多いのかなという傾向があります。ただ、絶対数が少ないので、年によって異なってしまうという傾向はあるのではないかと考えております。

○事務局 最後にスライドの28に関するご質問をいただいたのかと思います。使用者虐待の中で、どういうものがあるのかというご質問だったと思うのですが、大阪府のほうで、この49の事業所全ての虐待を把握しているというわけではないので、具体的に事業所で、どういうことがあったのかということ全てを大阪府のほうで把握できているということではない状況になっております。

○事務局 労働局といつも情報共有とかをさせていただいている中で、多いなと感じているのは最低賃金割れで、年金の搾取となると、どちらかと言うと労使関係というよりは、その人の養護している関係にあるということなので、使用者虐待という観点からすると、賃金未払いですとか、最低賃金割れが多いと考えられます。

○委員 お答えをいただいて、ありがとうございます。聞くと、またさらに質問したいことがたくさんあるのですが、申し上げたいのは、結局、厚生労働省の調査に基づいてなされている調査なので、内容的には厚生労働省の調査内容に従ってされているのだろうと思います。

ただ、全国的に見て大阪府に特徴的なことについては、やはり大阪府のほうで分析をしなければいけない部分があるかと思いますが、そうするとやはり大阪府のほうでは、各市町村、府の対応そのものもあるのかもしれませんが、そういうところの特徴を捉えた上で、対応方針を立てていかなければいけないところがあるかと思います。

もちろん虐待の判断をしないというものについて、それがどういうふうな要因に基づくのかということについての分析が、今の段階でできていないというのは分かるのですが、実際には、そういうところは、大阪府で独自にされなければいけないのではないかと考えていますので、その点の観点から、最初の虐待の判断の件数が、通報件数と比較して、さほど多くないということについてのお尋ねをしたものです。それは質問の趣旨を補充しただけですので、質問ではございませんので、回答は結構です。

○部会長 では、その他何かございますか。はい、よろしくお願いします。

○委員 施設従事者のところから質問をさせていただきます。私は国のほうの調査報告と府のほうも比較しながら、今回臨んだのですが、国のほうは毎年、市区町村の職員が判断した発生要因というのを載せているのですよ。これが5項目ぐらいあって、教育知識、介護技術等に問題があるというのが262件であるとか、職員のストレスや感情コントロールに問題があるというのは207件とかいうふうなかたちで載せておられて、それを大阪府のほうは、報告書に載せていない、何か理由があるのかというのが一つと。

大阪府の今回の報告書の中で、施設従事者で虐待ケースがありました。その虐待によって指定が取り消されたというのが、平成29年度に1件あったのです。昨年度、ちょっと私は、この会議にも出させてもらって、もう1回調べたら、昨年は2件あったのですが、虐待をして指定を取り消されるというのは、ちょっとわれわれは、あまり耳にしないので、その辺を具体的に教えてもらいたいと思います。

○事務局 虐待の発生要因というところにつきまして、厚生労働省のほうでは公表しているが大阪府ではなぜ公表していないのかということですが、厚生労働省の調査項目について見たところ、内容に重複があるところであったり、またその個々のケースに関して、要因として挙げられる基準とか根拠が、特に定められておらず曖昧であることから、府の報告書の中では公表しないこととしております。府のほうでも集計はしております、その傾向としては、おおむね国と同様の傾向があると把握しております。

ただ、障がい者虐待の発生要因を検証するということは、虐待の未然防止、再発防止にとって重要なことであるということは認識しております。その他、その発生要因を検証することにつきましては、府が実施している市町村職員向けの研修であったり、障害福祉サービス事業所向けの研修で周知しているところです。

○事務局 2点目のご質問の指定取り消しの部分になるのですが、平成28年度2件と平成29年度1件の部分で、調査の中で一応この虐待で指定取り消しというかたちにはなっておりますが、その処分された内容につきまして、三つの事案全てそうですけれども、他にも不正請求であったり、運営基準違反、そもそもほかの基準違反もあって指定取り消

しというかたちになっておりまして、その虐待のみでということではない指定取り消しです。その一つの理由として入っていますので、今回の調査とかでも1件ということで記入していただいているということになっております。

○部会長 その他ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○委員 私は日常でこういった業務にタッチをしておるわけではありませんので、詳しいことは分からないのですが、この資料による質問をさせていただきたいと思います。

参考資料の障がい者虐待の状況に関わる、その他府県との比較表で、東京との比較について質問をさせていただきたいのです。というのが、やっぱり日本を代表する二大都市、東京と大阪ということであれば、人口も多いですし、比較をしやすいのではないかと思ったりもしましたので、この表に準じて、東京・大阪の比較から出てきた質問をさせていただきますが。

まずご覧のように、東京の人口が1363万7千人余り、千以下は省略させてもらいますが、大阪の人口が885万6千人と、約478万人の違いがあるわけですね、東京のほうがそれだけ圧倒的に多いと。手帳の所持者数にしましても、12万4千人ほど東京のほうが多いですね。

それにもかかわらずこの表からいきますと、養護者による虐待が、相談・通報・届出件数表によると、平成27年度が865件、平成28年度が908件、平成29年度が1009件と、毎年増加しておるわけですし、特に平成29年度については、前年度から100件も増えておるわけです。

対して東京を見てみますと、346人で、大阪の約3分の1と、非常に数字的には少なくなっています。また、施設従業者等による虐待は、認定数を見ると大阪は59人、東京は25人で、これも大阪の2分の1以下となっています。

こういう都市部で人口の多い二大都市の内容から判断して、東京は人口が多いにもかかわらず、大阪に比較して相当少ないということで、この状況について、行政として、いったいどういうふうに捉えておられるのか、これは、やっぱり毎年減少していく、減っていくのが一番望ましいわけで、逆に増えていくことは、それだけ事態が悪化しているという判断ができますので。

この状況の行政としての捉え方、それから今後の、さっき申し上げた大阪で虐待数を毎年減らしていくためには、行政指導をどうするべきかという対策等について、各市町村への指導とか、それらも含めて大阪府の行政として、どういう判断をされておるのかという件について、お尋ねをいたします。

○事務局 はい。まず養護者における虐待の通報件数等が多いということにつきましては、件数が多いことにつきましては重く受け止めております。通報件数が最多であることについては、「虐待防止法」(「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)の趣旨を、府民の皆さまが理解してくださっており、疑いの時点で通報しようという意識で、きちんと通報してくださっていることが大きいのかなと思います。

また本日の資料のスライドの12にありますけれども、大阪府で養護者虐待、誰が通報したのかというところを見ていただいたときに、警察からの通報も多数いただいております。平成29年度で見ると1009件のうちの630件、警察からの通報をいただいております。警察からの通報をきちんといただいているところからも総数が増えているということで考えております。

○事務局 施設のほうでございますけれども、東京都との比較は、なかなか難しいところではあります。ただ施設の虐待の通報者の場合、施設関係者、内部の人からの通報が増えてきているという傾向はございます。

ということで内部からの通報の場合、具体的な証言というのが、わりと得られやすいので認定につながっているという面もあるのではというふうには考えております。

ただ障がい者虐待の場合、まだ制度ができて、それほどたっていないということもありますので、施設でも、これまでだったらこんな身体拘束をしては駄目だという認識がなかったところが、徐々にそれが、身体拘束は駄目だというふうに考えが変わってきたとか、認識が高まってきているということも、一つの要因かなとは考えてはおります。

東京都が通報件数のわりに認定件数が少ないというのは、なんとも申し上げられないところではあるかなと思いますけれども。

○委員 東京・大阪の実数の違いについては、それなりの要因があるとは思いますが、私ももう1点お尋ねをしているのは、要は、これから先にこういう虐待の実数がどんどん増えていくのでは困る。これは、みんなが困るわけです。

それで、この状況を見てわれわれ一般社会人が、直接そこにタッチをして要請をするということはまずできることではないです。そうすると、こういう関係に声を掛けられる立場としては、やっぱり行政の福祉の関係です。

ですから、そういった面で、毎年出てくる数字を整理してその実数を敷くだけということではなくて、増加していく場合に行政として、どう対応するべきなのかという、そのあたりのことは、やっぱり行政でなければ考えられないので、それについて現状どういうふうにお考えなのかということをお尋ねしているのです。答えられる範囲で結構です。

○事務局 実地指導の場合、前年度までの虐待の実績なども踏まえまして、翌年度の事業者に対する集団指導を毎年全事業所対象にやっております。こういう虐待があったという点も踏まえて、再発防止を呼び掛けるとともに、事業所を新規指定時に研修を義務付けており、そこでも虐待防止については、よりよい指導をいたしまして啓発を図っているところでございます。

○委員 いずれにしましても、指導に関しては積極的な方向で進めていってほしいと思いますのと、地方自治体に対しての指導も強く行ってほしいと思いますので、お願いをしておきます。

○部会長 はい、ありがとうございます。

ただ今、対応についてということのご質問がありましたので、これは議題2、「大阪府お

よび市町村における障がい者虐待防止の取り組みについて」というところと関連してくると思いますので、議題2に移りたいと思います。事務局のほうで説明をよろしく願いいたします。

○事務局 それでは続きまして、資料2、「大阪府における障がい者虐待防止の取り組みについて」、ご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。まず上段ですが、平成30年度の大阪府障がい者虐待防止対策支援事業の主な取り組みからご説明させていただきます。

目的の1、市町村の虐待対応力の向上について、その横①、「市町村職員向け虐待対応研修の強化」からご説明させていただきます。この点につきましては、下のスライド参考資料1もご覧いただきながらお聞きいただけたらと思っております。

まず基礎研修のところ、異動や新規採用などで、障がい者虐待対応に初めて従事する市町村職員を主な対象として、基礎研修を行っております。基礎研修は平成30年度は5月に実施して市町村等の職員89名の方に受講いただいております。

基礎研修は講義と演習で構成しており、講義としましては、基礎的な内容を押さえるかたちとして、弁護士の方から「障害者虐待防止法」の理解という講義、また民間の福祉の関係から、虐待対応における権利擁護の視点というご講義をいただいております。他にも、大阪府警や大阪労働局の方にも、講師としてそれぞれの立場でご講義をいただいております。こうした内容を盛り込むことで、それぞれの役割が明確となって、スムーズな連携につながると考えております。

基礎研修の演習ですが、演習では養護者虐待に係る事例を通したグループワークを行っております。虐待の通報が入った場合を想定した演習を行うことで、虐待対応の初動期対応、虐待対応の流れをご確認していただくことを重点に取り組んでおります。

その次に、現任研修です。現任研修としましては、管理職向けと、虐待対応を複数年担当している担当者向けを実施しております。昨年度より実施している管理職向け研修ですが、平成30年度は7月に実施しました。施設従事者虐待において、管理職やサービス管理責任者からの虐待も一定数見られることや、管理職の意識がその組織の虐待対応の濃淡にも影響を与えるであろうというところから、新たに実施したものとなっております。

内容といたしましては、こちらも弁護士の方からのご講義、府内市町村の管理職の方からのご講義に加えまして、障がい者虐待に絡んで理解や対応が求められる成年後見制度について、社会福祉士会からのご講義もいただいております。今年度は平成30年10月に実施しております。あと今月中旬にも実施予定としております。

内容としては、養護者虐待においては養護者の支援という視点も求められることから、大学教授から「家族関係の見立て」という講義を行っていただきました。また、DVに関する講義もプログラムに含めております。

さらに昨年度に引き続きまして、厚生労働省の「平成30年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」の内容を踏まえまして、こちらも大学教授から「司法面接の技法を用い

た知的障がいがある人に対する面接手法」を研修内容に含めております。今月中旬に行います研修では、民間施設長の視点から、「障がい者の権利擁護について」の講義も予定しております。

次に、②「市町村虐待対応ワーキングの継続」になります。こちらは参考資料3に詳しくまとめておりますのでご覧いただけますでしょうか。

まず、障がい者虐待対応ワーキングのご説明を簡単にさせていただきます。府内の各圏域から一つの市に参画いただいております。府と8市が集まって、障がい者虐待防止に関する意見交換などを行う場が、この虐待対応ワーキングとなっております。平成30年度は3回ワーキングを開催しております。

昨年度は障がい者虐待対応において、判断に悩んだ事例、対応に苦慮した事例などを検証することなどを通じて、市町村における虐待対応力の向上を図ったところですが、今年度は、「障がい者虐待に関する市町村職員／虐待防止センター職員向け研修テキスト」の作成をテーマとしました。

その下の到達目標というところですが、市町村職員や虐待防止センターの職員が、自主的に研修できるような取り組みに資するため、「障害者虐待防止法」および法に基づく対応について、基礎的知識や、事例を通じた虐待対応等が学べるような研修テキストの作成としております。

このワーキングには、オブザーバーとして弁護士の先生にご出席いただきまして、そのご助言なども参考に、テキストの作成を進めたところでございます。

成果物といたしまして下に書いていますけれども、対象ごとに活用しやすいよう、「基本編」・「対応スキームと実務編」・「事例編」と、この三つに分冊したテキストを作成しております。大阪府のほうで「障がい者虐待防止マニュアル」というものもつくっておりますが、それとのすみ分けを図るため、ワーキングに参加していただいている市からの意見を元に、具体的な対応方法や判断のポイント等を今回の研修テキストに掲載しております。

資料を戻っていただきまして、③「専門性強化事業の実施」になります。市町村におきまして、対応が困難な虐待事案、判断に悩むような虐待事案があれば、弁護士、社会福祉士を派遣して、その事案の対応を検討する事業というのが、この専門性強化事業になっております。平成30年度の実績は1月末時点で2件となっております。

その下、目的の2、「障がい福祉サービス事業所の虐待防止」になります。④「事業所職員向け虐待防止研修の継続実施」、こちらにつきましては、主に障がい福祉サービス事業所の管理者を対象とした研修で、講義と事例を用いた演習で構成しております。

こちらは、厚生労働省の「障害虐待防止・権利擁護指導者養成研修」の伝達研修の位置づけでもあり、平成30年度は、全体講義を約1000名の方に受講いただきました。演習は計4日間行いまして、約500名の方に受講いただいております。

この研修に先立っては、府職員と民間の施設長の方々に国の研修を受講して、民間の施設長の方にも、大阪府の研修の講師役を担っていただきました。また平成28年度、29

年度に大阪府の研修講師を担っていただいた民間施設長の方には、今年度の研修の演習のグループワークにおいて、ファシリテーターとして参画いただいております。そこでご自身の施設での取り組み等についてコメントをいただきました。

このように民間の施設長の方にもご協力いただくようなかたちを取っていくことで、民間の障がい福祉サービス事業所への虐待防止の裾野が広がっていくことも期待しています。

先ほどの説明については、参考資料2としてまとめております。またご確認ください。

⑤「実地指導」でございます。まず、5月・6月に全事業者を対象に集団指導を行って、その後、実地指導を行っております。虐待認定のあった施設には実地指導に行くこととなっております。

目的の3、関係機関との連携、⑥「使用者虐待における大阪労働局との連携」です。参考資料4をご覧ください。使用者虐待の対応スキームとしまして、左側の図が厚生労働省のスキームとなっております。使用者による障がい者虐待の通報・届出を市町村が受けた場合、まず市町村が事実確認を行います。その後都道府県に通知し、都道府県も必要に応じて事実確認を行います。その上で各都道府県の労働局に報告を行い、その労働局において関係法令に基づく指導等が行われるという流れとなっております。

対しまして、右側にお示ししているのが大阪版となっております。先ほどの厚生労働省のスキームにおいては、対応に時間がかかるということがありますので、大阪版ではよりスムーズな対応を行うために、市町村・大阪府・大阪労働局が適宜連携し調査を行うことになっております。その上で大阪労働局におきましては、関係法令に基づく指導等が行われることになっております。こうした適宜連携した対応を行うために、大阪府と大阪労働局では、定期的に月1回程度の実務者会議を行っております。

もう一度資料を戻っていただきまして、⑦「DV対応における連携」ですが、市町村の障がい者虐待対応職員向けの研修の中に、DVに関する講義を盛り込んでおります。一方、DV担当職員向けの研修の中に、障がい者虐待に関する講義のコマを入れていただくことで、それぞれの理解を深める取り組みをしております。

簡単になりますけれども、以上で、資料2の説明とさせていただきます。

○部会長 ありがとうございました。では、ただ今の説明に関しまして、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

○委員 精神障がいの立場から見て、先ほどの前の資料、虐待の対応状況の中で、精神障がいの場合は警察からの通報が非常に増えてきたというのがありますね。実際に、その警察通報の中身というか、どういう通報がされているのか知りたいというところがあるんですけども。

相談を受けているのが、だいたい虐待をしている養護者が多いのですけれども、夫婦間や家族、親の立場は虐待をするのは少ないのではないかと考えているのですが、ただ、日ごろずっと精神障がい者と接しているときに、どこまでが虐待で、どこからが虐待ではないのかというのが悩むところなのですね。

だから、今回ここに出席するにしても、どういう発言をしたらいいのか分からずに悩んでいるんです。だから、そのところと通報の内容について。

あと今、雇用のところがありますけれども、精神の場合は会社全体が精神障がいに対して、どの程度理解をしてくれているのかによって変わると思うのですね。使用者からの虐待というよりも、職場の雰囲気になじめずに孤立してしまうとか、そのように環境の問題で仕事が続かないという精神障がい者が非常に多いと思うのですね。

働きに行ける精神障がい者は、私たちからしたらまだましで、だいたいいろいろなところの統計を見ると、約半数近くが、もう自宅から外に出られずにいるという障がい者がほとんどですから。その意味では、家庭の中で障がい者がどういう立場になっていて、だから警察通報されて虐待と判断されている事例というのは、どういうのがあるのかなというのがあります。

例えば通報をする場合、本人が自分は病気ではないと思っている人が多いのです。だから家族も精神障がいとは思いたくないと。だから医者にも行かないし、その本人が精神とっていないから、家の中で暴れて通報されて、その人が精神障がい者というふうに認定されて、ここに載るのか。それとも医療機関に関わっていないで、精神疾患の病名も何ももらっていないから、やっぱりそこが精神障がい者とは認められなくて通報の範囲には入らないのかとか。

いろいろ考えて、この虐待に出てくる精神障がい者の通報の中身はどんなものなのかなと、一つそこが知りたいと思っています。

○事務局 警察からの通報に、どういうものがあるのかということですが、通報を、大阪府のほうで直接受けているわけではございませんので、630件の警察からの通報は市町村に上がりますので、その全ての内容を大阪府のほうで把握しているわけではないということが、まずございます。

市町村から聞く限りでは、夫婦で喧嘩になって一方が警察に通報したり、同居している交際中の方が喧嘩になって通報したり、そういうことがあるということは聞いております。

○事務局 あと補足しますと、精神障がいがある方の通報が全部警察というわけではないが割合が多い、というところでお聞きするのは、先ほど委員がおっしゃられたように、ご本人さんが特に診断をもらっているわけではなくても、以前に通院歴がある方とか、何か自立支援医療を受けているわけではない方についても、障がいの疑いがあれば、警察の方が通報してくださっているということもあります。明確に、この方が手帳を持っているとか、診断を持っているということをもって通報が入るというものでもないで、市町村でもなかなか判断は難しいところは大阪府でもお聞きしています。

○委員 家族の、いわゆるピアの電話相談をやっているのですが、その中で、本人に病識がない、自分は病気ではないから医者に行かない、だけれども家で暴れていて、なかなか医者に連れていくにも大変という話を聞きます。

だいたい思春期に発症する人が多いので、家族で押さえ切れずに、なかなか医療機関に

もつながらないというときに、暴れたり何かしたときは、とにかく110番して警察をお願いして、病院に連れていってもらうようにしてくださいとか、まずは医療機関につながる事が大切なのでという話をしながら、110番通報も周知したりはするのですが。そういうときも、やっぱりこの虐待の中に入って行くのかなと、そういうのはまた別問題ですか。

精神障がいの場合は偏見が多いですから、それは世間もそうですが、本人も家族も、まだまだやっぱり偏見を持っています。だからその意味では、隠しておきたい障がいなので、なかなか家の中で処置し切れずに暴れて、近所から通報されることも多いだろうと思いますけれども、そういうものも全て虐待の中に入って行くのかどうか。

だからどこまでを虐待と見て、こちらも判断するのかというのは、非常に難しいところなので。

○事務局 精神障がいのある方が暴れたのを押さえたときなど、それが即虐待にあたるのかどうかと言われると、それは一概にそうではないのかなとは思いますが。

ただ、その暴れる状況になった背景として、きちんと服薬の管理がなされていない等が要因となってそういう状況になっているということであれば、それは放棄放置、ネグレクトというふうに捉える場合もあるのかなとは思いますが。暴れたことイコール虐待ではありませんが、その背景にそういうことがあるのであれば、虐待として考えるという可能性もあるのかもしれません。以上でよろしかったでしょうか。

○委員 ここであんまりやりたくはないのですが、ただ、もし本人が医療機関にかかって、薬をもらっていて飲まないというのがネグレクトになるかということ、それは別なんですね。本人は自分に病識がなかったら、薬は要らないと言いますし、家族も心配だから、食事の中に無理やり隠して飲ませているという事例もありますけれども、そういう治療の仕方はあまり勧めたくない。

だから本人が医療機関に関わっていて、薬を飲んでいなくて、それで家庭の中で暴れたり、暴力をふるったりがネグレクトになるのかと言ったら、そういう短絡な判断はしてほしくないという思いがあります。

○部会長 他によろしいですか。

○委員 質問もあるのですが、今のお話に関係して申し上げればですけれども、「虐待防止法」は、養護者の方つまりご家族の方などに不可能なことを強いるような法律ではないと思うのですね。

なので、もちろんご本人に精神障がいがありで、だけど、お医者さんに行きたくない、確定的な診断も得られていない状況で、本当は病院に通院したり、治療を受けたほうが状態としてはよくなるのではないかなと周りが思っていて、そういうふうに勧めることがいいとしても、その家族の方が、ご本人にお勧めしたとしても、ご本人が応じられないと言ったときに、それが家族のネグレクトにあたるのか、そんな判断を行政がするのかということ、それはそうではないだろうというふうに思っています。

実際に弁護士と社会福祉士で、市町村などが開く虐待の会議などに出させていただきま
すけれども、そういうときにそんな判断をするような会議というのは、たぶん今までもな
かっただろうし、これからもないのだろうと思います。

なので、そのあたりのご心配というか、今おっしゃっておられるようなことは、そうい
うふうな判断がなされるものではないとご理解をいただくほうがいいのではないかと
思っております。

ただそれは、私が今、一個人として申し上げているだけなので、府の見解をお尋ねだ
たと思うのですが、府のほうで何かお考えがあれば、この後お話をいただければい
いなというふうには思います。

資料2の参考資料1ですけれども、質問は現任研修で大阪府の虐待の現状とか、国の研
修内容を踏まえて専門性の高いテーマというふうに書いておられるので、その中に面接手
法とか、家族関係の見立てのような専門性の高いものが含まれていますから、府のほうで
こういうものが必要だというふうに、分析をされたのだろうと思います。そのあたり具
体的に、どういうところの観点からこういう研修を考えられたのか、これのご説明をいた
だくのがいいかなと思っております。

あとは、障がい者の施設従事者等による虐待で、民間の施設長の方に講師を担って
いただいているということで、やはり施設従事者による虐待については、施設の従事者の方と
子どもとの感覚はかなり乖離があるというふうに思っておりますので、実際に施設長で、
そういう現場を知っておられる方の研修というのは、とてもいいのだろうと思います。そ
ういう施設長の方が講師となっていた中で、具体的にはどんな観点からお話がなされ
るのかについて、教えていただければと思います。以上です。

○事務局 まず研修のテーマについてというところをご説明させていただきますけれども、
資料2の参考資料のところ、家族関係の見立てとか、司法面接のものを入れているとい
うところはあるのですが、司法面接につきましては、国の虐待防止研修の中にも、
そのようなテーマが組み込まれておりまして、府の研修というのは、国の研修の伝達研修
という位置付けもございますので、府の研修にも取り入れたというところがございます。

家族関係のところにつきましては、市町村さんからのご意見とかも聞きながら、養護者
支援というところが、「虐待防止法」の中にもありますので、家族関係の見立てについても
テーマとしていれております。

事業所向けの研修に施設長の方に講師をしていただいているところですが、民間
施設長さんのお話の中身としては、実際にご自身の施設で、こういう工夫をしていますよ
とか、そういう具体的なお話をさせていただいており、その研修を通じて一つでも二つでも
具体的な中身を持って帰っていただけるような内容でご講義をお願いしております。

あとは、精神障がいの方とご家族の方がどこまでやるのかとか、その辺はご家族の
方のご負担もすごくあるでしょうし、障がいのある方に服薬させないのが、それが全てネ
グレクトだとかいうことを、申し上げるつもりはございませんし、あくまでも「虐待防止

法」の中では、養護者としてできる限りの中で対応していただいて、それがなされていないというものについては、ネグレクトにあたるという判断をすることもあるということのご説明をさせていただいたつもりです。必ずしも、服薬させないことイコール全てネグレクトだという判断をしているわけではありません。

○部会長 はい、よろしいですか。

○委員 聞いていましたら、なかなかかみ合わないなあという印象を持ってしまいます。

やはりこの法律の正式名称を、ちゃんと分かって施策を打っていただきたいと思ったのですね。「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」という、養護者に対する支援施策が、この大阪府の取り組みの中にほとんど載っていないのですよ。だから、こういう擦れ違いになるのだと思いますね。

こういう対策を取りますというときに、もうちょっと施策を広げて、視野を広げて見ていただきたいなと思いますし、そのまとめを、やっぱりこの部会で、ぜひ出していただきたいと思いますね。

その際に主役になるのは、やっぱり市町村だと思います。市町村で、どんな養護者支援をやっているのかということをお大阪府で把握をして、それをまとめて出していただきたいというのが、私の感想です。そうしないと、単に虐待防止だけのところばかりの統計を見ただって、なかなか次の方策は見えないと思います。

それともう一つ、とても気になるのですが、なぜ開催がこのタイミングなのかということです。要は平成29年度の報告を今聞いて、それを今から平成31年度の予算に反映できるのかということです。予算もほぼ固まっていますよね、なぜもっと早く統計が出ないのかという気がします。

労働局の統計はもうちょっと早いです。ところが全体のやつは、今年度は残念ながら12月末ぎりぎりだったと思います。こんなタイミングで来年度の施策を打つときの根拠資料になるのかという気がしますね。ぜひ検討していただきたいと思います。

○部会長 事務局のほうでは、何かございますか。

○事務局 今、委員からいただいたご意見につきましては、事務局としても参考にして検討していきたいと思います。

○事務局 公表の時期については、ご意見をいただいたようにおっしゃられるとおりにかと思うのですが、厚生労働省からの確認事項なども含め、最終の数値の公表は厚生労働省と同時の12月になってしまうところがございます。厚生労働省の確認をしないままに先に大阪府が出してしまうと、数字の齟齬（そご）などが出る可能性も出てきますので。

なので、予算を考える時期よりも前に数字を出すというのが、現状難しいところではあるのですが、例えば市町村への養護者支援の部分について、どう把握していくのかということについては検討させていただいて、できるだけ部会でもご報告できるようにはさせていただきたいと思います。

○委員 今のお話に関連してですけれども、もちろん厚生労働省の調査結果を府の中のもの

のをまとめて、こういう会議を開くというのも、もちろんそれでいい部分もあるのかもしれませんが。

先ほどご紹介があった障がい者虐待対応ワーキングというのを、府はしておられまして、その中では、先ほどご報告があったように八つの市の虐待対応をかなり熱心にやっておられる方が出てこられて、その中で、具体的にどんなケースがあって、どんなところで悩んでいるのかというご報告もいただくなどしております。そういうふうな内容を、こういう会議の場を出していただいたりすると、もっと今のお話に近いお話ができるのではないかというふうに思います。

今日のお話などを、やはり聞いていても、かたちばかりとは言わないですけれども、厚生労働省の調査結果に基づいた報告と、それに対する議論が、あまり深まっていかないので、もう少し実際府がやっておられる具体的な内容をお示しする会議のほうが、よいような気は私自身もします。以上です。

○部会長 はい。

○事務局 今、虐待対応ワーキングなどの資料なども、この部会にあればいいのではないかとか、もっと府が実際に取り組んでいるものを具体的に資料としてお出ししたほうがいいのではないかというご意見をいただいたかと思しますので、来年度の部会におきまして、どういうふうな具体的な資料をお出しできるのかということにつきましては、今の委員のご意見を参考にして検討させていただきます。

○部会長 はい、ありがとうございました。

今回、この部会を、もう一度確認すると、「障がい者虐待防止推進部会」ということなので、やはり虐待防止を推進していくということが、この会の趣旨になっておりますので、今、複数の委員のほうからご指摘がありましたように、実態の報告だけではなくて、それを踏まえて、どう虐待防止を推進していけばいいのか、あるいは養護者の支援等も法律の中には含まれておりますので、そういったことについて、府としてどういう取り組みをしているのか、そういうことを踏まえて、また委員の皆さまから前向きな意見をいただくということが本来の趣旨だと思っております。

次年度以降、そういったことを踏まえて検討していく必要があるのではと改めて思いますので、またその辺事務局のほうで、ぜひ次年度に向けて検討いただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○部会長 それでは、大変申し訳ございません。議題1、2で、かなり時間を取ってしまいましたので、議題3の「各関係機関の取り組み状況について」に移ってまいります。

当初は、お一人3分から4分ぐらいお話をさせていただこうと考えていたのですが、残り20分ということで、お一人1分というのはあまりにも短いので、特にこういう取り組みをしていますというところで、ご発言いただけたところからご発言をいただいてもいいのかなと思っております。

せっかくですので、時間を有効に使いたいと思ひますので、何かそのようなところでお

話をいただければと思うのですが、ちょっとすみません、私の独断と偏見なのですけれども、まず少し報告をいただければと思います。

○委員 使用者虐待の対応について、通報や届け出、あるいは相談があれば、迅速に対応している次第でございます。

虐待認定については数字を大阪府から出していただいていますけれども、おおむね経済的虐待、これについて内容も聞かれておりますが、最低賃金を割るような支払いや、賃金不払いです。

これが例えば経営的なもの、特に去年ありましたのが、A型事業所の経営の悪化からくる大量の障がい者に対しての賃金不払いというのも確認はできております。こういった今問題としているのは、就労支援のA型事業所について障がい者に対するコンプライアンス違反というのが、ちょっと目立ってきているなという実態はあります。

いずれにしても大阪府と連携しまして、こういったコンプライアンス違反についても、法令を守る、法を知っていただくということから、やはりわれわれとしては近づいていかないといけないかなと考えておりますので、今後とも、皆さまのご協力ができればと思います。よろしくお願いいたします。

○委員 先に事務局のほうから報告がありましたように、各自治体のほうに通報を上げさせていただいている数字をご紹介します。毎年こういった部会で話をさせていただいていると思いますが、こちらの統計は年度ではなく1月から12月で集計をしております。

昨年平成30年中の数字はもう出ておりまして、まだ暫定という数字にはなるのですけれども、障がい者の虐待として、各自治体のほうに通報を上げさせていただいている件数が前年に比べて275件、パーセンテージで33.3%という割合で増加しております。

特に、この虐待のほうで密接な関係にあります配偶者暴力、DV事案の取り扱い件数になるのですけれども、こちらのほうが昨年9754件、1万件に近づく数で、これまで平成13年以降、法律ができてから以降になるのですが、最多の数字になっております。

こちら大阪府のDV事案にあっては、平成29年まで全国で8年連続多い数字になっておりまして、まだ平成30年度は暫定数字ではあるのですけれども、おそらくこちらも全国で1番ということで、9年連続全国で多い数字であるかと思っております。

この取り扱いですが、約7割が夜間・休日といった時間帯に発生とか認知をしております。これの対応でこういった輻輳（ふくそう）するような時間帯にはなっておるのですけれども、各所ならびに本部のほうと連携を密に取りまして、しっかりと対応を取っているところでございます。

今、先に委員から養護者による虐待のその他が多いという質問がありましたけれども、確かにその他のところで、婚姻関係にある夫から妻からという虐待だけではなく、籍を置かれていない内縁関係の夫から妻からという暴力行為、虐待行為ということで通報を上げさせていただいている数も多くあります。この続柄ではない孫からといった虐待として、

自治体のほうに通報を上げさせていただいているところもありましたので、ご紹介させていただきます。

まとめになりますけれども、虐待について夜間にこういった取り扱いをするのですが、被害者の保護を最優先としまして、隔離措置であったり、悪質な暴力とかいうものにありましては、積極的に対応を取らせていただいております。

また通報を上げさせていただいている中で、全国的にもかなり大阪の割合が多いのですが、こちらのほうも各所と各自治体との連携を密に取りまして、必ずしも虐待に遭われた被害者がおられて行為者がおるというだけではなく、障がいをお持ちの方がいるご家庭で、かなり苦勞されている、悩まれているというような認識のもとで、自治体のほうに通報を上げさせていただいております。虐待だけではなく、DVとかそういったかたちで、関係機関と連携を密に取らせていただいております。今後もそういうかたちでやらせていただこうと思っております。以上です。

○部会長 ありがとうございます。

それでは時間の関係もありますので、ほかの委員の皆さまのほうで、それぞれ所属の団体さんのほうで取り組んでおられることで、ぜひこの場でということがございましたら、ご発言をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員 各市また各市町村においては、障がい者虐待ということで、基本的には障がい福祉課が窓口になって受け付けをしているのですけれども、どうしても平日の日中ぐらいか受け付けられない、土日はいないという状況で、市に虐待防止センターを置きまして、24時間365日の対応はしております。ただ、現状としまして、実際に相談があって通報があって現場に行ったときに、最近よく思うのは躰という言葉がよく聞かれるのです。僕らも小さいころは親に殴られはしませんけれども、これは家のしきたりやと、それを僕らが介入していったときに、なかなかそれを「ほんまにあかんのか」というところの判断が難しいということで、今担当者レベルで、大阪府とワーキングを一生懸命取り組んでいるという状況がありますので、こういった事例をどんどん蓄積していくことによって、対応は変わっていくかなと思います。

また対応という以外にも、やはり啓発というところが大事であろうと考えておるのですけれども。昔は、どうしても殴る蹴るが虐待とされていたのですけれども、子どものころに、お金を使ったらあかんから親が預かっておくよ。障がい者の方もそんなパターンが多いのですけれども、そういったことを虐待と思っていないという人はたくさんおられます。

だからそういうものも虐待の一類型にはあるんだよということを、どんどん周知していかないと、これは障がい者に限らず、全ての世代・全ての人に躰というのは関わるかたちになると思うので、そういう周知をもっと皆さんにしてもらって、これは行政だけではなくなかなか難しいということで、地域の方にも隣の人がどうなんやろうというふうな目を持ってもらう意識、そういうのを広げていけたらなと考えております。以上です。

○部会長 はい、ありがとうございます。周知というのは、非常に難しいところなので、

それぞれの市町村でやっていただくということが非常に重要かということを改めまして思いました。ありがとうございました。

では、その他にいかがですか。この機会ですので、ぜひ、ご発言いただければと思うのですけれども。

○委員 この1年、知的の入所施設の新聞報道、虐待の報道がたくさんあって、一つ去年のケースで、こんなことまで虐待報道されるのかというような、私自身の認識としてあったのです。マスコミが、どの基準で報道するのかというのを、1回どこかで府と話し合ってもらいたいというのがあって、新聞報道をされてしまうと、SNSでどんどん拡散していってしまうので、非常に変な方向に走っているようなケースもあるように思っています。

そのような雰囲気というか感覚になると、われわれ施設入所を受け入れる立場では、触法障がい者の入所が、われわれの力では受け入れられないというようなそういう後退するような感覚になっていってしまうので。その辺しっかりとどこかの場面で話し合いをしてもらいたいなと思っているのです。

○事務局 実際マスコミ対応につきましては、今おっしゃったようなかたちでの話し合いというのは、持ってはおりませんので、基本的には、それぞれの各社の倫理観とか、そういったところになるかと思えます。

当然われわれとしては、個人が特定されるようなことであるとか、プライバシーに関することの公表というのはやらないのですが、そこは例えば独自取材とか、そういったかたちで動かれるということについて、われわれがどこまで抑制できるかということもございまして。

担当で言いますと、別の部門になりますけれども、そちらにもご意見としてお伝えさせていただいて、そういったわれわれが出す情報の取り扱いについて、報道機関に対して何か申し述べる機会がありましたら対応していきたいとは思いますが、なかなか難しいかなというのが、実際の実感であります。すみません。

○部会長 では、もうお一方ぐらい、お願いします。

○委員 福祉従事者の研修であったりとか、国の虐待防止の全国調査や、それに伴いまして、虐待防止の手引書の作成や、府のほうも虐待防止の手引書の作成のほうに参与させていただいたりとか、市町村との個別のアドバイザー契約を結んで実態把握等々を、今、進めていっているところです。

先ほど委員からもありましたように、僕も発生要因をしっかりと挙げてほしいなと思います。分類が難しくても、発生要因のある可能性として、こんなものがあるというものを、僕らは常に目にしておかないと、これは自分のところは大丈夫と思ってしまわないかな、逆に思っている人は、虐待が行われていること自体気付いていないことが多いのではないのか。

やっぱりこんな理由で、こんなところから虐待は行われるのだよという、発生する要因は常に目に付くように挙げていただけたらうれしいなと思います。

それと僕も障がい分野のほうで従事しているのですけれども、2003年以降、支援費制度ができてから緩和されて、いろんな方々が福祉事業に参入されてこられました。皆さんが考えている以上に、表現は悪いのですけれども、ちょっと福祉の視点が無い方が多々この事業に参加されているのがあるという現状も踏まえた上で、この防止というものを考えていくことも大事かなと考えています。以上です。

○部会長 はい、ありがとうございました。

それでは最後に何か取り組みとかでございましたら、ぜひ、お願いしたいと思います。

○委員 ありがとうございます。先ほどお話をした社会福祉士会と共同して市町村が行う虐待対応の会議などに出させていただいたりもしているのですけれども、一昨年度から障がい者の虐待に関して、施設などからお申込みをいただいて、無償で弁護士がそこへ出掛けていきまして、虐待の防止に関する研修をさせていただいております。

年間でかなりの数、50件以上のお申し込みがあるのですけれども、実際に行かせていただくと、とても熱心にお仕事の中で従事しておられる方が聞いてくださるのですが、やはり労働環境の問題などをお話して、働く環境がいいということが、やはり虐待が発生しない一つのきっかけというか、要因になると思っております。そこで労働環境をよくしていってあげてほしいという話をするのですが、そうすると管理者の方などから、「どんなふうにしたらいんですか」というお話があったりするのですね。

私どもは実際の現場を行って見聞きする機会が多いとは思ってはいますけれども、現場について、実際にその現場で働いておられる方々の声をきちんと聞いて、その施設の方が、どんなふうにしようかということ、きちんと検討していただくということがまずなされていないと、外部の人間に聞いて何かできるというお話ではないのだろうと思っております。

なので、実際には、そういうことができている施設は、虐待が起きにくい現場なのではないかなという思いもありまして。もちろんこんなふうになりたいと思っているのだけれどもどう考えるか、というふうな問い掛けをいただくと、こうだというお答えもできようかと思うのですけれども。

ですので実際には、そういう法人なり、管理者なりの姿勢なども強く影響していると思います。府の研修では、実際そういう法人とか管理者の方が、具体的にどう考えたらいいのかというところをお示しするような研修をしていただけたらいいなと思いますし、そうすると実際に働いている方々も、やりがいを持って、楽しくとまではいかないのかもしれませんが、ときどきつらいこともあるかもしれませんが、いきがい、誇りを持って、その仕事ができるのではないかなと、最近そういう研修に行くと思います。

あまり大雑把な話で申し訳ないですが、以上です。

○部会長 はい、ありがとうございました。

本日委員の皆さまから、障がい者虐待防止について、貴重なご意見、ご助言をいただきました。ありがとうございました。

では、それぞれの関係機関で、この事業の推進にご活用いただけるものがあれば、ぜひまた参考にしていただければと思っておりますし、事務局のほうでも貴重な意見をたくさんいただきましたので、今後の取り組みに、ぜひ、ご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上で、本日の議題は全て終了いたしました。議事を事務局にお返しいたします。

○事務局 委員の皆さまには、長時間にわたる熱心なご議論と貴重なご意見を賜り誠にありがとうございました。

これもちまして、「平成30年度大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会」を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。

(終了)